

## 現代権力理論と規範的政治理論

——その批判可能性を中心に——

はじめに——三つの政治的文脈——

現代の政治理論は少なくとも三つの社会的な条件を備えていなければならないと思われる。概略的に言えば、第一にそれは「ポスト・自由民主主義社会」に相応しい政治理論でなければならない、ということである。そして、第二にそれは「ポスト・社会主義」の政治理論でなければならない、ということである。また、第三にそれは「先進諸国」で進行しつつある「脱政治化」の諸相について説明可能であり、それを打開する方向性を持つことを求められている、ということである。<sup>(1)</sup>

飯 島 伸 彦

第二の点についてはいうまでもあるまい。ニュアンスの異なりはあるだろうが、現存していた社会主義社会の崩壊をそれに相応しいスタンスで受け止めない政治理論はリアリティを持ちえない。他方、第一の点と第三の点に関してはそれほど自明ではないかもしれない。しかし、一九六〇年代以降の現代史と現代社会理論の展開を辿ってみると、楽天的な「自由民主主義」思想が様々な社会的な領域で矛盾に直面し、破綻をみせ、新たな対応を迫られた歴史であった、ということができる。その歴史を踏まえずに、現時点で、「自由主義」「民主主義」の勝利、「資本主義」の勝利を叫ぶことは許されない。また、「歴史の終焉」を叫ぶのも早急

な結論であるというしかなない。<sup>(2)</sup>

このようなはざまに「社会民主主義」の復権や見直し作業も行なわれてきている。<sup>(3)</sup> およその方向性としてそれが正しい(というのは自由と民主主義と社会主義と社会公正を接合する政治思想という立場から)としても、「社会民主主義」のイメージも、「ポスト・ケインズ主義的福祉国家」<sup>(4)</sup>の現実のなかでは、リアリティを直ちに獲得しようとは思われない。福祉国家を国民社会の理想的な現実と見立てて、社会民主主義をそれを実現したがゆえに有効であると想定する思考法は、「新自由主義」の攻撃の後のイデオロギー状況においては有力な政治的言説の地位を獲得しにくいことは確かである。そのことは、実は、社会のラディカルな批判を目指してきた、ラディカル社会理論の旋回や、「新しい社会運動」などの論点を探ってみれば直ちに知られることであろう。<sup>(5)</sup>

現在、比較政治社会論として、欧米の社会学、政治学、経済学で進行している「比較福祉社会論」、「比較コーポラティズム論」などの問題関心も、一見すると

「実証的な政治理論」の体裁をしているものだが、その根本にある問題関心は極めて実践的な問題の状況に裏打ちされているものと考えることができる。<sup>(6)</sup>

ここでの試みは、このようなマクロな社会理論の研究動向の変化と、ミクロな社会理論の動向を接合する理論的な試みの一環として、上記のマクロ政治思想(ここでは仮にマクロ政治思想として、価値、イデオロギー、実践的な指針、運動組織、制度化の諸形態などの一連のセットを備えた「統一体」をこのように呼んでおく。それは、代表的には、社会主義、ファシズム、自由民主主義、アナーキズムなどが考えられよう。より限定的なイズムは幾らでもあり得る。例えば個人主義、多元主義、絶対主義という主義はあるが、それは政治思想としては不分明な内容を指しているため、マクロ政治思想とはいえない。部分的なイデオロギー概念(マンハイム)<sup>(7)</sup>であると言える)の課題状況から、ミクロ政治理論である、権力論の課題を引き出し、それを受ける形で、理論的に空転しがちに思われる権力論の今日の課題状況を明らかにし、その地点から、

「批判的な権力論」の再構成の可能性をさぐることである。

### 一 社会的権力論の現代的展開

まず、社会的権力論とマクロ政治理論の関連を問うに当たって、幾つかの留保条件の確認から始めなければなるまい。その第一点は汎政治主義、政治への還元主義は採らない、ということである。政治的な要素が社会のあらゆる領域に浸透している現在、あらゆる社会現象は政治的に見ることが可能である。例えば、フェミニズム運動において提起されたスローガンに「パーソナルなことは政治的なことである」「家事労働に賃金を」というものがある。しかし、政治的なものには限界があることを忘れてはなるまい。政治的なものとその限界の理解の枠組みが問われている。重要なポイントの第二点は、逆に、政治的なものを社会的なるものに還元する、という方向も採るべきではない、ということである。というのは、政治的「創発的特性」、「相対的自律性」こそが、まず、確認さ

れるべきだからである。逆に、社会的なるものにも限界があるのだ、ということも忘れてはなるまい。

それでは、その上で、マクロ政治理論は社会的な権力論に何を課題として課しているだろうか。あるいは、マクロ政治理論にミクロ権力論を接合するためにはいかなる作業が必要なのか？

現在のマクロ政治理論の諸困難の根幹にある問題は、政治体制論といい国家論といい、その大状況を解釈する枠組みの説明力が弱いというところにある。自由民主主義といい、社会主義といい、社会民主主義といい、その説明の枠組みが粗すぎて、現実起こっている政治的な争点系列との関連が明確ではないことが多い。

他方、一九七〇年代以降のシングル・イシュー・グループ論やライブラリー・ポリティックス論は、イシュー間の関連を問題にすることが少なく、どのような相互関連のもとで、各種の社会問題が、政治的な意思決定過程のメカニズムに選択されるのか、という問題に明確な解答を与えてこなかった。つまりは、政策選択論や選択メカニズム論という理論的な枠組みの開拓は

なされたが(オッフエ、シャットシュナイダー、バク  
ラックIIバラツ)、それがマクロ政治体制論の組み替  
えというところまでには至ることはなかった(権威主  
義的国家形態という規定も不分明である)<sup>(10)</sup>。

そこで、権力論に求められるのは、現代社会が陥っ  
ている矛盾の諸形態(シングル・イシューや生活に密  
着した諸問題における矛盾や葛藤の諸形態)を政治的  
に媒介し、束ねている諸力の連関を解釈し、説明ある  
いは批判する枠組みを形成することである。その際、  
重要なポイントは従来政治体制論の解釈枠組みを形成  
していた、自由対抑圧、自由主義対権威主義、民主主  
義対全体主義という二項対立図式が大きく揺らいでい  
ると思われることである。すなわち、現代社会におけ  
る自由のありかた、民主主義のあり方が大きく揺らい  
ており、そこで、このような社会的ゆらぎ、社会変容  
にふさわしい、社会批判の形式と内容が求められてい  
ると思われるのである。言い換えれば、体制に対する  
承認感覚、政治システムへの信頼感、政治決定の方式  
に対する違和感、様々な政治意識、規範的意識、価値

意識、政治的社会化の様式などがゆらいでいるなかで、  
権力論の「本来の」課題が見失われていると思われる  
のである。

そこで、このような混乱した状況を打開するために、  
まず、権力論の「本来の」課題、伝統的な課題である  
と思われるポイントを挙げておくと、

(一) 不平等論(搾取論、格差論、地位の非一貫性  
論など)の課題IIその社会の不平等の度合い、内容、  
根拠、メカニズムを探るための理論的な装置ないし諸  
命題の体系、

であるのに対して

(二) 権力論の課題IIその社会における不自由、抑  
圧の度合い、内容、根拠、メカニズムを探るための理  
論的な装置ないし諸命題の体系、

であるということができよう。

多少、注釈を加えると、権力論、権力観の伝統の系  
譜の分け方は様々であろうけれども、ここでは大きく  
分けて二つあると見ることにすると、一つには、私た  
ちが日常において表象しうる権力観(権力は抑圧し、

暴力をふるい、操作し、自由を束縛する」と容易に結びつく権力論の系譜として、「敵対的な権力」論がある。この系譜としては古くはホッブズが典型であろうが、最近の例としては権力を批判的なものとして認識してきた、マルクス主義、批判理論、エスノメソドロジイなどがある。しかし、意外にも、明確な「権力論」と呼べるものが少なかった。<sup>(11)</sup>この系譜を権力におけるラディカリズムの系譜と呼んでおく。

これに対して、対局的な位置にある権力論、権力観の系譜として、「調和的、共同的な権力」論がある。この権力論は、権力のある種の能力、通常は可能ではないものを可能にさせる能力と見る場合が多く、古くはロックの権力イメージ、最近の例ではパーソンズやルーマンの社会統合論としての権力論、コミュニケーションメディアとしての権力論などが挙げられるだろう。概して、リベラル・デモクラティックな伝統はこの権力論を採っている場合が多い。<sup>(12)</sup>この系譜を権力論におけるリベラリズムの系譜と呼んでおく。

このような伝統的な対立の観点から社会的権力論の

現在の理論的状況を見てみると、権力理論の展開は一見めざましく、多種多様な権力論が多種多様な理論的な伝統から展開されており、また、両者の統合も図られていると言えようが、権力論の適用範囲が広がり、その包括性が増し、各種の社会的領域（政治領域ばかりでなく、経済、宗教、家族、地域、文化、マスコミュニケーションなどの諸領域）において権力論が展開されてきた分だけ、その中心的な論点が不明確になっており、理論的にも実証的にも拡散状況にあると言える。

上記に示した基本的な立場は権力論におけるラディカリズムの系譜（権力批判の系譜）に立つと言えるが、その基本的な課題は、(一)権力論におけるリベラリズムの系譜の強みになっている理論の包括性ないしシステマティックな説明⇨社会構造的な権力論に対抗する説明ないし批判の図式を確立すること、(二)フリーコイなどの提起した問題である、「主体性」を作り出すような権力の様式、「自由」と対立しないばかりか、「自由」を生産しさえする権力というパラドックスをどの

ように越える論理を構築するか、という課題が重要であると思われる。その際、権力批判の根拠・様式および政治現象の捉え方(政治批判、政治学批判)が「焦点」になると思われる。いわば、リベリズムのもつ権力論の到達点を踏まえてそれを生産的批判的に撰取する様式を確立し、ポスト・リベリズムの権力論をラディカリズムの立場から展望することが課題である、と思われる。

## 二 権力批判の様式と「政治学批判」の現在

権力批判を遂行しようとする、その批判の仕方について自己反省が必要になってくる。一般的に言って、近・現代社会をラディカルな観点から批判する際の批判する仕方・論拠には大きく分けて次の三つがあると思われる。超越論的は批判様式・根拠、伝統的な批判様式・根拠、内在的な批判様式・根拠の三つである。以下、それぞれの特徴について述べると、

(一) 超越論的普遍的批判様式とは、近・現代社会をいきなり超越する普遍的な水準を獲得し、その高み

から近・現代社会を批判する。この批判様式は超越した水準を獲得し、その高みから近・現代社会を批判する。この批判様式は超越した水準の内容、普遍性の内容をめぐって、様々な闘争、葛藤が繰り広げられるという難点がある。<sup>(13)</sup>

(二) 伝統的な批判様式とは、近・現代社会を固定的な視座からみる点では、ある意味で前者と同じであるが、何らかの実体的な基礎、たとえば、経済的な不平等の現実とか貧困であるとかの現実、に基づく批判様式である。この批判様式は実体的な基礎が不変である限りでの強みを持つが、変化の側面を読み取る理論装置が欠如しがちであるという点に欠点がある。<sup>(14)</sup>

(三) 内在的な批判様式とは、その社会に内在する諸現象、諸構造、諸過程そのものから、自らを否定する契機を導出し、それを批判の「根拠」とする。当該社会の歴史性、社会性等の内在的な分析に媒介された批判の論理の抽出をおこなう。しかし、批判の論拠の立て方に応じて様々なヴァリエーションがある。いわゆる「弁証法」論者、自己組織論、コミュニケーション行為

論、などがある。問題点は、「批判的観点」が容易に「共有」されないことなど、理論の「共約可能性」、「コミュニケーション可能性」上の難点がある。<sup>(15)</sup>

このような三つの批判様式はさらに批判の対象が全体的か部分的かに応じて六つの類型に分けることが可能である。

表 1

		超越論的批判	全体社会批判
	伝統的批判	③	②
	内在的批判	⑤	⑥

この表において問題なのは社会理論における「解放論的な関心」の論理を整理することであり、横の欄の全体社会、部分社会というのは極めて便宜的な分け方で、その理論が対象を限定しようとしているか、拡大しようとしているか、という指向性の違いによる区分である。

表一の六つのボックスのうち、超越論的な批判については①の方が②よりも優勢である(①√②)。超越

論的批判の場合は「近代社会の諸原理そのもの」の原理的拒否にまで徹底する場合が多いからである。全体社会批判といい、認識の「全体性」は主張するが、社会の全体性を認識する枠組みを持っているとは思われない。あくまで原理として、全体社会批判を指向している、という意味である。その点が超越論的批判の強みであるとともに弱みでもある。

伝統的な批判については、伝統と言っても前近代から近代を批判する、ということでは無く、寧ろ、近代社会の形成の中で伝統になった事柄に基づいて、その不徹底を批判するという場合を指している。すると、例えば、福祉国家論のように、近代的な原理の承認に基づいて、その原理がある社会領域に適用されていないがゆえに、社会を批判するという場合のように、全体社会批判よりも部分社会批判の方がより優勢であると考えられる(③∧④)。④の典型例として、ポパーの「漸進的社会工学」などが想定できよう。<sup>(16)</sup>

内在的な批判においては、全体社会批判を指向する部分社会批判を指向するかは、内在する論理がなん

と見るかによる(5)(16)(17)。ダニエル・ベルの『脱産業社会の到来』や『資本主義の文化的矛盾』における論理は、内在的は批判であるけれども部分的な批判であるという意味で(6)のボックスに入るだろう。これに対してフリーコーの社会批判の形式は、フリーコー自身の著作は社会の部分領域しか扱わなかったけれども、そのポテンシャルとしては全社会領域に拡張しうる批判の様式である、と言えるという意味で(5)のボックスに属するだろう。(18) また、エスノメソドロジーによる社会批判の形式は、内在的な倫理や道徳などを抽出すると同時に、部分的な批判にとどめようという指向が強いという意味でダニエル・ベルとは異なる内容ではあるが(19) (6)のボックスに入るだろう。

さて、この三つないし六つの批判様式のうち、本稿の課題にもって適合的なのは、内在的な批判の様式であると思われる。(20)

それが全体社会に及ぶべきかそうではないかはとにかくに判断しかねるが、他の批判様式よりも内在的な批判様式が優れていると思われるのは、現代社会の現代

たる所以は近代社会の諸原理の帰結としてもたらされた諸問題が解決できないことにあると思われるゆえに、それを批判するためには近・現代社会の運動の論理に内在する必要があるからである。

そこで、内在的な批判様式について考えるさいに参照されるべきなのが、科学社会学における「ストロング・プログラム」である。(21)

現代における権力の問題の焦点の一つが「権力と知識」、「権力と情報」の関連であり、権力論の問題点が「科学的知識と権力」の関連においてもっとも先鋭に問われてきていることを考えれば、科学社会学の一提起が権力論に深く関わるのもそれほど奇異なことでは無いと言える。

そこで、ストロング・プログラムとは何か。それは、一言でいえば、従来の知識社会学の方法が、真理と虚偽の区別(境界設定問題)に基づいて、虚偽の場合にのみ適用していた基準を真理の場合にも同様に適用すべきである、というものである。より具体的にはそれは、次のようなものである。



科学知識についての社会学が堅持すべき原則は、

一、因果的であること。すなわち、信念や知識の状態を生み出す諸条件に関心をもつこと。当然、信念を生み出すのを助ける、社会的原因以外の他の原因もありうる。

二、真偽、合理・不合理、成功・失敗に関して、どちらにも偏らないこと。これら二分法の双方に説明が要求される。

三、説明様式が対称的であること。同じ型の原因で、例えば、正しい信念と誤った信念が説明されるであろう。

四、反射的(自省的)であること。原則として、その説明のパターンは社会学自身に適用可能でなければならぬ。これは対称性の要求と同様、一般的説明を探究するという必要性に応えるものである。さもなければ社会学は自らの理論を常に反駁するものになってしまうであろうから、これは明白な原理上の要求である。<sup>(22)</sup>

などである。

このような原則は主として自然科学的な知識の社会的分析を念頭に述べられるものであるが、近代批判的権力批判という課題を遂行する際にも、その原則とすべきものであると考えられる。言い換えれば、権力論そのものの知識(科学) 社会学的な考察を媒介にして初めて、内在的な権力批判が遂行されると考えられるのである。

クレッグによれば、権力に関するラディカルな理論の系譜のなかでもっとも注目されるべきなのはルークスの三次元権力論Ⅱ「権力の倫理学」、フーコーの「権力のミクロ政治学」Ⅱ「権力と主体化の諸様式」に関する考察、ラクローとムッフエの「権力の記号学」<sup>(23)</sup>などであるが、これらを比較すると表二のようになる。

いずれの場合も、かなりニュアンスは異なるが、ポストリベラリズムの権力論を展望しようとしてきたことが分かる。ルークスの場合が最も直接的に(アメリカ)政治理論における多元主義的なりベラリズムの権力論を一次的権力論として批判対象にしてきたことが分かる。フーコーの場合は寧ろリベラリズムやマル

表2

分析の焦点	ルークス	フーコー	ラクローとムッフエ
批判対象	政治学における行動主義	「主権的な権力」の概念とそのイデオロギー、国家に対する関係	マルクス主義的分析における本質主義
主たる分析対象	ヘゲモニー的の第3次元権力としての思想のコントロール	従順な身体を作りだすための規律的な実践	固定された実践における意味と表象との言説的な接合
主要概念	ヘゲモニーと責任	監視と身体化	必然的な結節点
経験的なアジェンダが焦点を絞るのは……	現存する状態から利益を得る責任ある諸個人たち	力の働く場における抵抗の拠点	言説形態において社会的領域が「固定的」であるところ。
分析の類型	権力の倫理学	権力のミクロ政治学	権力の記号学

(S. Clegg, Frameworks of Power, 1989)

〔権力にかんするラディカルな観点の比較〕 p.182

クス主義が前提にしてきた「主権国家」の概念の解体を目指したと言えるであろうし、ラクローとムッフエの主要な克服対象はマルクス主義に典型的な本質主義を意識的に批判対象にして、権力の記号学(現象学)を企図している。その意味でポスト・マルクス主義の権力論であると言える。

権力論の自省性という観点からみると、この三者ともに自省性の問題がネックになってきたとみることが出来る。すなわち、ルークスには比較的希薄ではあるが、ラディカルな潮流が、自己の言説の特権性をいかに排除するか、という点がそれぞれの理論のターニングポイントになったと思われるからである。ルークスは多元主義政治理論の「自由民主主義の自明性」を見えざる第三次元の権力論によって克服しようとしたし、フーコーは近代国家の「主権」と近代的な「主体」の自明な関係をカッコにいった。ラクローたちはマルクス主義の主張する「客観的な真理」の自明性をカッコにいて、「マルクス主義のマルクス主義」(アルチュセール派やグールドナー)を徹底させ、マルクス主義の

図 1

権力の分析枠組み

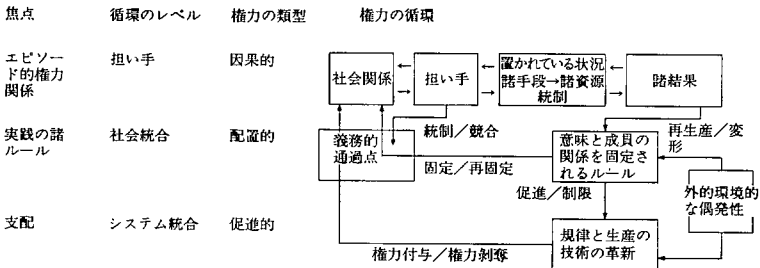
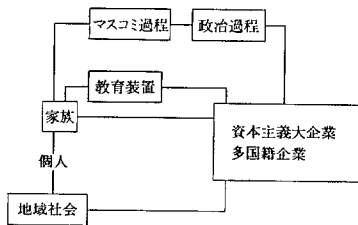


図 2



自省性を高めてきたと言える。

### 三 権力論の「構造」

このような権力批判の自省性の高度化は何もラディカル派にのみ固有の流れではなく、ルーマンの権力論などに見られ、現代の権力論の一特徴をなしている。リベラル派の権力論に比較してラディカル派の権力批判の欠点として、権力論が体系的では無いという点があった。そこで、その体系化の方向性と幾つかの留意点を記しておこう。

一、権力論に批判的な契機を導入し、その原理をプログラム化する、ということだけが課題であるわけではなく、批判的な体系化が必要であると思われる。様々な社会領域でふるわれる権力の相互関係をどう捉えるかが最も重要な課題となってきた。

その際、権力分析の枠組みを整理したクレグの試みやイデオロギー分析の方法を解釈学的方法を取り入れながら構築しているトンプソン方法が役に立つと思われる。<sup>(24)</sup>

〔図一・二参照〕

図一は縦軸方向にルークスの第一次(意図的)、第二次(偏向の動員、イデオロギー操作)、第三次(構造)の権力が付置されている。ギデンスの構造化の理論(主体と構造の弁証法)を受けて、主体が意味やルールを形成するプロセスとそれが固定化され主体を拘束するプロセスが循環として描かれている。フーコーが対象にした「規律Ⅱ権力」は第三次元に付置されており、社会秩序の是認/否認に関係するという意味で、社会そのものが再生産されるプロセスにおいて決定的な意味をもっていることが読み取れる。

この図一はいわば分析的なものであるが、より実体的な図二と重ね合わせると、いかなる組織や制度が社会秩序の再生産の中でいかなる機能を担っているかイメージを描くことができる(図一と図二はいうまでも

なく、厳密には重ならない)。

二、次に、ある社会領域が他の社会領域を従属させるといふ意味での支配(属領化、植民地化など)と、ある社会領域内での社会関係上の支配―従属関係とは区別されるべきである。図一は社会領域内での秩序再生産の図式とも、各種社会領域間の秩序再生産の図式ともとりうる。近・現代社会において、各種社会領域がそれぞれいかなる意味で自律しており、いかなる意味で従属しているのか。自律と従属の「弁証法的関係」が問われなければならない。従属(相互依存)を強めつつ社会的分化が進んでいるのか。それとも一方的に分化が進行しているのか。また、図一・図二の相互関係は単なる矢印では表されないものである。相互関係が希薄になりつつあるのか、それとも強まりつつあるのか、あるいは、関係を維持していくための媒体は何か、媒体に変化があるのか、関係が見えやすいのか、それとも、見えにくいのか、見えにくさを物象化とするのか、単なる社会的分化の結果と見るのが、影響力、権威、権力、意図、利害、構造的暴力、構造

の権力、象徴的暴力、象徴的権力、交換関係、互酬性、排他性などのタームで考察される必要がある。

#### 四 結語―「新しい社会運動」と「新しい政治の論理」<sup>(25)</sup>

本稿においては、権力論の批判理論的な潮流に根ざしながら、その自省性と体系性を強めることによって、ポスト・リベラルな現代社会分析として、あるいは「ポスト・ブルジョア市民社会」<sup>(26)</sup>の分析として、権力論が意味あるものとして蘇生しうることを論じてきた。そこで、最後に、抵抗運動、社会運動と権力の関係についての問題点を指摘しておきたい。

権力分析にとって、批判理論がもつ意味は、権力関係がもたらす抵抗の性質を明確に定式化することにあると言ってよい。従って、その場合の批判の様式は、超越的でも伝統的でもなく、内在的でなければならぬであろう。権力作用と抵抗という事柄を離れて、批判理論的な権力論を定式化することはできない。このような批判理論の現代社会の支配と権力作用についての

前提をうけて、どのような「社会運動」分析が構想されるべきなのか。あるいは、どのような「反抗」の諸形態が検出されるべきなのか。

まず、確認されるべきことは、ある特定の社会に一つの支配的な社会運動がある、というわけではない、ということである。特権的な社会運動というものは無い、と考えるべきである。しかし、そのことは、必ずしも社会運動間に相互の連関が無いということではない。その見えざる連関を見いだすのが「社会運動」分析の課題であるといえるが、そのためには具体的な実証分析を経る必要がある。分析に当たって留意すべきポイントは

①、「旧来の社会運動、反抗、抵抗の諸形態」が何故に、急速に衰退していったのか？その原因と具体的経緯を、社会構造的な分析から導き出すとともに、運動内在的な分析、運動そのものの自己反省的な分析からも、導き出さなければならぬであろう。その際、分析の手法と導きの糸として権力分析から学ぶべき点が多いと思われる。「批判理論」がかつて陥った、幾つか

の困難については、とりわけ留意する必要がある(運動の歴史性の考察)。

②、次に、主体の次元に照準を合わせた「ニード・インタープリテーション(欲求解釈)」としての政治理論、あるいは解釈化過程としての政治理論(ナンシー・フレイザー<sup>(27)</sup>)が必要になるだろう。運動を引き起こす動因の根底にいかなる欲求があるのか。その解釈のされかたそのものに政治性があるのだから、少なくとも、欲求を所与のものとして運動分析を進めることはできない(運動参加の主体の解釈学)。

③、次に、組織・戦略の次元に照準を合わせて、対抗的な運動組織や戦略の性格の権力論的な分析が必要になってこよう。「新しい社会運動」が発生してきた原因の一つに従来の運動組織や戦略がもっていた組織性や権力性に対する反発がある。そのように生成してきた運動組織がいかなる意味で問題を克服してきたのか、あるいは行き詰まったのか、という点の分析は不可欠であると思われる(新しい運動組織・戦略の分析)。また、戦略的な言説の記号論的な分析も重要な

課題である(戦略の「権力の記号論」的分析)。

④、最後に、社会統制の手段と社会運動の行使する手段の「非同人性」ないし、「非均衡性」についての分析が必要であろう。言うまでも無く、社会運動は、他の社会現象から孤立的に存在するわけではない。とりわけ、社会統制のあり方との関連は最も重要であろう。その際に、社会運動が対抗的に振るう諸手段が、社会統制の手段と同じなのか違うのか、という点についての自省的な考察が不可欠である。(社会運動と社会統制についてのストロング・プログラム)。

このような分析が積み重ねられることによって、権力分析と社会運動分析は「新しい政治の論理」の導出に寄与するものと思われる。

- (1) A. トウレーヌ『ポスト社会主義』、平田清明他訳、新泉社、一九八二年。C. B. マクファーン『自由民主主義は生き残れるか』、田口富久治訳、岩波書店、一九七七—一九七八年。D. Held, Model of Democracy, Polity, 1987. 山口定『政治体制』、東大出版会、一九八九年、など参照。

- (2) フランシス・フクヤマ『歴史の終焉(上・下)』

渡辺昇一訳、三笠書房、一九九二年

(3) 新田俊三編著『国境を越えた社会民主主義』、日本評論社、一九九一年

(4) 田口富久治編者『ケインズ主義的福祉国家』、青木書店、一九八九年

(5) ミッシェル・フリーコー『監獄の誕生』、田村叔訳、新潮社、一九七五年―一九七八年、エルネスト・ラクロー&シャンタル・ムッフエ『ポスト・マルクス主義と政治』、山崎カヲル他訳、大村書店、一九八五年―一九九一年、Nancy Fraser, Urruty Pratiques, University of Minnesota Press, 1989、これに対して、ハンバーマス、オッフエなどの「批判的公共性論」は「社会民主主義」との同質性・接合関係を示している。ハーマス『ロミュンケン行爲の理論』、河上倫逸他訳、未来社、一九八五年、クラウス・オッフエ『後期資本主義システム論』、寿福真美編訳、法政大学出版会、一九八八年など。

(6) 比較福祉社会論・比較コーポラティズム論の研究動向については、邦語の文献としては、井戸正伸『資本主義デモクラシー論』の可能性、『思想』No. 796, 1990. 10, 岩波書店。井戸正伸『コーポラティズムとマクロ経済実績―諸理論の批判的検討と一試論―』、『行動科学研究』第三二号、一九九一年。宮本太郎『福祉

国家の形成と類型―比較福祉国家研究序説―』、『法学新報』第九五卷一・一二号、一九八九年。宮本太郎「スウェーデン政治文化の歴史的形形成―比較分析の視点から―』、『法学新報』第九六卷第五号、一九九〇年。石田徹『福祉国家と社会主義』、『年報政治学』一九八七年。岩波書店、一九八八年。武川正吾『福祉国家の危機』その後、『社会政策の社会学』、東大出版会、一九八九年など参照。欧米のものとしては、Theda Skocpol, Peter B. Evans, Dietrich Rueschemeyer (eds.) *Bringing the State Back In*, Cambridge University Press, 1985. Theda Skocpol, Anne Shola Orloff, Margaret Weir (eds.) *The Politics of Social Policy in the United States*, Princeton University Press, 1988. Michael Shaley, *The Social Democratic Model and Beyond: 'Two generations' of comparative Research on the Welfare State*, *Comparative Social Research*, Vol. 6, 1983年, Bruce Western, *A Comparative Study of Corporatist Development*, ASR, 1991, Vol. 56 (June: 283-294) など参照。

(7) マンハイムについては『イデオロギーとユートピア』、高橋徹訳、中央公論社、一九七一年、参照。マンハイムは、まずイデオロギー概念を全体的／部分的に分けた上で、前者をさらに普遍的／特殊的に区分して

いる。また、ここでマクロ政治思想として念頭にあるのは社会主義、社会民主主義、自由民主主義、アナークイズムなどである。これらはその分析の道具として「科学的社会主義」、「批判的社会理論」、「批判的合理主義」、「多元主義的政治理論」、「行動主義的実証主義」などを生み出した。

(8) 川崎修『現代思想』と政治学』『モダーンとポスト・モダーン 知のフロンティア叢書 一』、木鐸社、一九九二年。

(9) 篠原一編著『ライブラリー・ポリティックス』、総合労働研究所、一九八五年。

(10) プーランザスらの「権威主義的国家形態」という規定も明確な規定ではない。プーランザス『国家・権力・社会主義』、田中正人訳、ユニテ、一九七九年―一九八四年。

(11) 特に、エスノメソドロジーやフェミニズム理論における権力論は「権力作用論」として展開されている。エスノメソドロジーについては山田富秋、好井裕明『排除と差別のエスノメソドロジー』、新曜社、一九九一年。また、フェミニズム理論における権力作用論については江原由美子『フェミニズムと権力作用』、勁草書房、一九九〇年参照。

(12) 政治思想と権力論の関係についての包括的な整理

としては、フランツ・ノイマン『政治権力と人間の自由』、内山秀夫他訳、河出書房新社、一九五七―一九七一年、第一章参照。

(13) 宗教的な批判、フランクフルト学派第一世代による批判などが念頭にある。

(14) 社会民主主義的な現代社会批判、現代資本主義批判に典型的である。

(15) A. グールドナー、今田高俊、ハーバースマスなどが念頭にある。

(16) K. ポバーについてはK. ポバー『歴史主義の貧困』、中央公論社、一九五七年―一九六一年、参照。また、批判理論との関係については、K. ポバー/T. アドルノ他『社会科学の理論』、河出書房新社、一九七九年参照。

(17) D. ベル『脱産業社会の到来』、内田忠夫他訳、ダイヤモンド社、一九七五年、同『資本主義の文化的矛盾』、林雄二郎訳、講談社、一九七六―一九七七年。

(18) フーコーと社会理論との関連についてはジョン・ライクマン『ミッシュェル・フーコー 権力と自由』、田村敏訳、岩波書店、一九八五年―一九八七年、チャールズ・レマート&ガース・ギラン『ミッシュェル・フーコー 社会理論と侵犯の営み』、滝本往人他訳、日本エディタースクール出版部、一九八二―一九九一年、な



と参照。

- (19) 山田富秋他、前掲書。
- (20) 本稿 p.130 参照
- (21) D. ブルアー、『数学の社会学』、佐々木力他訳、培風館、一九七六年―一九八五年、B. バーンズ『社会的現象としての科学』、川出由己訳、吉岡書店、一九八五年―一九八七年。バーンズの権力論としては、Barry Barnes, *The Nature of Power, Polity Press*, 1988.
- (22) D. ブルアー、前掲書、p.7 参照。
- (23) S. R. Clegg, *Franworks of Power*, SAGE

*Publications*, 1989, pp. 182

- (24) S. R. Clegg, *ibid*, pp. 214, J. B. Thompson, *Ideology and Modern Culture, Polity*, 1990
  - (25) エルネスト・ラクトロー&シャントラル・ムッフエ、前掲訳、参照。
  - (26) 高橋徹『現代アメリカ知識人論』、新泉社、一九八七年参照。
  - (27) Nancy Fraser, *Unruly Practices*, University of Minnesota Press, 1989 年参照。
- (一橋大学大学院博士課程)